

広島県告示第百八十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年六月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 中富浜地区（その一・その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「富浜」（北緯三四度二三分三九秒三八五九、東経一三三度一分四一秒八四五七、標高二・六三メートル）

基点一 基準点から三二一度三七分〇五秒の方向五一六・七八メートルの点

基点二 基点一から三一七度二四分三五秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から四七度二四分三五秒の方向一七三・〇〇メートルの点

基点四 基点三から一三七度二四分三五秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点五 基準点から三四四度四〇分三二秒の方向二六一・四九メートルの点

基点六 基点五から二一〇度三二分二一秒の方向五・四八メートルの点

基点七 基点六から二五七度〇四分五七秒の方向一四・四〇メートルの点

2 東富浜地区

（一）区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線及び基点二と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市西御所町の国土地理院四等三角点「西御所」（北緯三四度二四分〇五秒九七九八、東経一三三度一分一六秒一八四九、標高三・〇四メートル）

基点一 基準点から八三度一九分一〇秒の方向八〇七・八四メートルの点

基点二 基点一から五三度三一分一七秒の方向四六・〇三メートルの点

3 兼吉・江郷川地区

（一）区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線、基点六から基点七を水際線で結んだ線、基点七から基点一〇までの各点を順次結んだ線及び基点一〇から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」 (北緯三四度二四分四

二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル)

基点一 基準点から一六二度〇〇分四八秒の方向八七五・四五メートルの点

基点二 基点一から三四三度四二分一八秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から七三度四二分一八秒の方向二六四・二一メートルの点

基点四 基点三から七三度三七分〇八秒の方向一三七・三二メートルの点

基点五 基点四から九三度〇四分一八秒の方向一五八・二二メートルの点

基点六 基点五から一七〇度五四分一五秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点七 基準点から一四四度一四分三一秒の方向一、三二八・七五メートルの点

基点八 基点七から二〇五度二八分〇四秒の方向九・二八メートルの点

基点九 基点八から二五二度四〇分〇五秒の方向一四・一三メートルの点

基点一〇 基点九から二九〇度三七分四〇秒の方向四・六八メートルの点

4 彦ノ上地区

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線及び基点二と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた

区域

(二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」 (北緯三四度二四分四

二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル)

基点一 基準点から一〇八度一八分三三秒の方向一、二八二・一一メートルの点

基点二 基点一から六七度三五分二一秒の方向三二・八八メートルの点

二 重要港湾尾道系崎港放置等禁止物件

1 東富浜地区

全ての船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

2 1 以外の地区

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物